

政府の全世代型社会保険検討会議が14日にまとめる最終報告案が判明した。企業が従業員に育児休業制度を周知するよう義務づけ、男性も希望者全員が育休を確実に取れるようにする。2021年の通常国会に関連法の改正案を提出する。不妊治療の保険適用に向けた工程表も示す。対象とする治療法の範囲を21年度中に決め、22年4月から適用する。

最終報告案は社会保障制度の持続可能性を高めるため「総合的な検討を進め、さらなる改革を推

男性育休 法改正で促す

進する」と明記した。75歳以上の高齢者医療費や児童手当の見直しも盛り込んでいる。

柱の一つの少子化対策では男性の育児参加を推進する。育休は国の制度で、会社は申し出があれば性別を問わず取得させる必要がある。実態としては制度を従業員に知らせず、取得しやすい職場環境を整えていない企業が多い。

男性は育休取得率が19年度で7・48%にとどまり、30%台が一般的な先進国の間で遅れが目立つ。男性の育児時間が長

政府全世代型会議案 制度周知、義務に

いほど第2子以降の出生割合は高くなるとのデータもあり、男性の取得促進は大きな課題だった。

企業の周知義務は22年度にも導入する。配偶者が妊娠・出産した従業員には面談などを通じて、上司が個別に取得を勧めるよう求める。育休の相談窓口の設置など職場環境の整備も義務づける。多くの企業は男性社員も育休を取得することを前提にした組織改革を進める必要が出てきそうだ。

最終報告案は不妊治療の保険適用拡大に向けた工程表も明示した。